原規規発第 2105204 号 令和 3 年 5 月 2 0 日

中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 林 欣吾 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評定の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第61条の2の2第7項の規定に基づく総合的な評定について、同条第9項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

中部電力株式会社浜岡原子力発電所 1 号機、2 号機、3 号機、4 号機、5 号機 令和2年度 原子力規制検査の総合的な評定について

令和2年度に原子力規制庁が中部電力株式会社浜岡原子力発電所1号機、2号機、3号機、4号機、5号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評定は以下のとおりである。

なお、1号機及び2号機については、平成21年11月に廃止措置計画が認可され、 1号機は平成25年1月、2号機は平成27年2月に全ての特定核燃料物質の搬出が完 了している。

|1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果|

原子力規制庁は、令和2年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

【核物質防護関係】

○浜岡原子力発電所における立入承認に関する検査指摘事項(緑、SLIV)【第4 四半期】

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評定

令和2年度においては、検査指摘事項が1件確認されたが、安全重要度及び深刻度が「緑、SLIV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であるこ

とから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。 検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

〇検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html